

市県民税の申告

市役所などへ

二月十六日 から三月十五日
まで(土日曜を除く)の午前
九時から午後五時まで、市役所
市民税課 大胡支所 宮城支所
粕川支所で申告を受け付けます。
なお、郵送でも受け付けますの
で、記入済みの人は送付してく
ださい。

控除の対象になります

介護保険料やおむつ代など

特別障害者控除

寝たきりのお年寄りを介護
していて、確定申告で特別障
害者控除を受けようとする人
に、認定書を発行します。

対象 六十五歳以上で六九月

以上寝たきり(重度の痴ほうを
含む)の状態にある人 申し込
み 市役所介護高齢福祉課(

890 6133)、大胡支所福
祉課(283 0116)、宮

城支所福祉課(283 21

31)、粕川支所福

祉課(285

4116)へ直接

介護保険料

社会保険料控除

の対象となります。

… 問い合わせは

介護高齢福祉課

890 6159

へ。

サービス利用料

介護老人福祉施
設(特別養護老人

各コミュニティセンターでも
次の日程でコミュニティセン
ターでも申告を受け付けます。

日時 3月7日 3月8日

3月9日、午前9時30分

11時30分 会場 第三コ

ミュニティセンター 第五コ

ミュニティセンター 第二コ

ミュニティセンター

市県民税の申告が必要な人

一月一日現在、市内に住所が

あり、次に該当する人は市県民
税の申告をしてください。

営業・農業・不動産・配当

などの所得があった 給与所得

者で、給与のほかに農業・不動

産・配当・雑などの所得があつ

た 年金・恩給のみ受けていた

人で、各種控除(社会保険・扶

養など)がある 病氣・失業・

学生などで所得がなく、誰の扶

養にもなっていない パートや

ホーム)入所時の利用料と居

宅サービス利用料の一部も、

一定の要件を満たせば、医療

費控除の対象となります。詳

しくは問い合わせてください。

なお、介護老人保健施設、介

護療養型医療施設の利用料は、

従来どおり医療費控除の対象

です。

… 問い合わせは介護高齢福

祉課 890 6157へ。

おむつ代

おむつ代が、医療費控除の

対象として認められるために

は、医師が発行した証明書が

必要になります。ただし、控

除を受けるのが二年目以降の

人については、医師の証明書

に代えて、市で交付する確認

書で、控除を受けられる場合

があります。

… 問い合わせは介護高齢福

祉課 890 6155へ。

アルバイトなどの収入があつた
扶養者が市外で課税されてい
る被扶養者 遺族年金や障害年
金などの非課税所得のみ。

申告用紙

前年の実績に基づき、該当す
ると思われる人には申告用紙を

二月七日に郵送します。用紙

が届かなくても、前記の条件に

当てはまる人は、市民税課 支

所・出張所へ請求してください。

申告書は「市県民税の申告の手

引き」を参考に、自分で記入し

ましょう。

市県民税の申告が不要の人

税務署へ所得税の確定申告

をした 給与所得だけで勤務先

から「給与支払報告書」が提出

されている。

農業所得は收支計算で

農業所得は、收支計算で所得

を計算することが原則です。

給与所得を主としている人で、

農業所得と給与所得や退職所得

以外の所得(不動産・利子・配

当・一時所得など)の合計額が

二十万円を超えるときは確定申

告を、合計額が二十万円以下の

ときは市県民税の申告をしてく

ださい。

なお、農地を持っていて、前

年中に農作物の販売収入がな

かった人は、市民税課へ連絡して

ください。

… 問い合わせは市民税課

890 6203へ。

税制改正について

平成十七年度課税の主な変更



郵送でも申告できます

点は次の二点です。

個人市民税・県民税均等割非課税措置の廃止

個人市民税・県民税均等割の

納税義務がある夫と生計を同一

にする妻で、夫と同じ市町村内

に住所がある人に対しての非課

税措置が、段階的に廃止されま

す。

なお、来年度は均等割額四千

円の二六分の一にあたる二千円(市

民税千五百円・県民税五百円)

が課税されます。

配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止

配偶者特別控除のうち控除対

象配偶者(合計所得金額が三十

八万円以下の配偶者)について、

配偶者控除に上乗せして適用さ

れていた控除が廃止されます。

… 問い合わせは市民税課

890 6203へ。